



鴨川市国保訪問看護ステーション運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 10 月 1 日

鴨川市長 佐々木 久之



鴨川市訓令第 29 号

鴨川市国保訪問看護ステーション運営規程の一部を改正する訓令

鴨川市国保訪問看護ステーション運営規程（平成 17 年鴨川市訓令第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「健康保険法による訪問看護の利用料及び介護保険法による」を削り、「別表に定めるもののほか、第 9 条第 1 項の契約書に記載するものとする」を「鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（令和 7 年鴨川市条例第 36 号）、鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例施行規則（令和 8 年鴨川市規則第 23 号）その他法令の定めるところによる」に改める。

別表を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。